☆30年間-使用期間限定小さな家族墓"五つの安心"



- 1. 使用料、管理料はお申込時に30年分を一括納入。 お墓じまいセットだから子供さんらに負担をかけません
- 2. 墓地使用者が亡くなられても、承継手続きは不要です。
- 3. 霊苑内の合葬、お墓じまいは当霊苑が行います。
- 4. 使用期間が(延長の場合も含む)が終了しましたら、 当霊苑の合葬式墓地へ共同埋蔵します。
- 5. ご親戚、友人・親しい人同士での埋蔵もできます。

花木園墓地一樹木葬~八瀬霊苑の春



☆30 年間使用期間限定**小さな家族墓 五つの"でも"~安心のご納情**



1.お一人でも 2.夫婦でも 3.親子でも 4.友人でも 5.事業所でもご納骨は、 30年間の使用期間(本人ご健在時のみ延長可)内であれば「焼骨 6 体まで」できます。

(ご納骨される場合は、所定の手続きと納骨済み登録が必要です)

《使用期間限定**小さな家族墓**》 お申込みから使用期間終了まで

- ①お申込み→ 期間 30 年間(※①延長可能) ⇒⑥お墓終い (セットです)
- ②使用許可➡③墓石据付➡④ご納骨・納骨済み登録➡⑤合葬式墓地➡⑥遺骨共同埋蔵



- ① お申し込み・墓地使用者登録・・・現地をご確認の上≪30年間使用期間限定**小さな家族墓**使用規定≫をご承諾の上、所定の書類を相添えてご希望の墓地区画をお申込みください。先着優先で、墓地を申し込まれることにより受付け致します。
- ② 使用許可 ②墓地使用料、管理料の代金は、お申込み日より 14 日以内に当霊苑指定の銀行口座 にお振り込みにてお支払いして下さい。この期間内にお振込がない場合は、ご辞退、取り消さ れたものとして取り扱います。尚、着金日をもって使用期間の開始(使用許可日)とします。 ①手続き完了後に 30 年間使用期間限定「小さな家族墓」使用許可証を発行します。
 - ⑤手続き完了後に30年間使用期間限定「小さな家族墓」使用許可証を発行します ご納骨の有無にかかわらず、使用期間は、使用許可日より30年間です。
- ③ 墓石据付 ②墓石工事は、墓地お申し込みの時から2か月以内に作成していただく受注書により

ご注文をしていただき、墓地使用お申し込み時から3か月以内に施工完了していただきます。
⑥墓石の銘柄や付属品等のグレードアップや追加をすることができます。
この場合の墓石代金は増額されますのでご了承ください。

- ④ ご納骨 ご納骨 (焼骨に限ります)の際は当霊苑所定の「納骨届」と「遺骨の火葬許可証」が 必要で、納骨時に登録をしていただきます。墓前での納骨式もしていただけます。 小さな家族墓に埋蔵できる遺骨の数は6体までです。納骨手数料等は別途必要です。
- ⑤ 使用期間終了➡⑥合葬式墓地へ遺骨埋蔵、お墓終い

30年の使用期間終了により、墓地使用権は消滅します。埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は当霊苑管理者となります。従って、使用権を失った当該者が祭祀することはできません。尚、当該墓地の墓石及びその他の一切の所有権、処分権は当霊苑に帰属します。そのうえで遺骨を合葬式墓地へ共同埋蔵し、当霊苑が以降、厳粛に合葬致します。また、当該規定するところにより、遺骨の合葬手続きやお墓終いの諸作業は総て当霊苑管理事務所が執り行います。



2.合葬式墓地への立ち入り等について

- ①当霊苑以外の者及び当霊苑の墓地区画(小さな家族墓を含む)の使用許可を受けた使用者以外の者は、合葬式墓地内とその周辺に立ち入ることができません。使用期間終了後は霊苑に立ち入れません。 ②合葬式墓地の合葬棺室に埋蔵されるご遺骨は、その位置を特定せず、共同埋蔵となります。共同埋蔵後は、理由の如何を問わず、ご遺骨、骨壺、容器及びその他一切の物品は返還いたしません。
- 3.墓前法要等のご希望について 墓地使用者が墓前法要等(納骨式、改葬式、年忌法要、その他法要等) を希望される場合は、霊苑管理事務所で承っております。日程調整をさせて頂いたうえで、当霊苑 菩提寺の僧侶により斎行することができます。(僧侶への通常の法要料が必要です)
- 4.使用期間の延長と既納の金銭について※① (使用期間延長猶予等の特例もあります)
 - ①当該使用期間中に使用期間の延長、再延長(再延長は1回限り)(以下単に、延長等といいます)ができます。尚、埋蔵焼骨は6体までに限定されています。追加は出来ません②延長等の場合の延長使用期間は10年間とします。③延長等の場合にも本墓地使用規定を準用します。延長等期間10年間の墓地使用料及び管理料は、30年間墓地使用料及び管理料(延長等開始時のそれぞれの設定料金)の3分の1の額とします。④既納の金銭については、その名目の種別を問わず返還いたしません。
- ■今後の募集予定 今後も毎年、少数区画を増設する予定です。(※お電話によるお申し込みは出来ません)

小さな家族墓 開苑50年の謝恩

- ■30 年間使用期間限定小型墓
- ー墓じまいセットだから安心ですー 子供さんらに負担をかけません





お申し込み時に必用な費用で奉仕価格

□墓石のタイプは 八汐のしほり・和み・久遠のつむぎ 伝統的京都型・当霊苑洋型から選べます

■B段八地区 0.84 聖地の場合(墓碑・巻石の銘柄が白御影石の場合)

表示価格有効期限 2025.10.31

■30 年間使用期間限定 必用な費用一式 (墓地使用料、管理料 30 年分を一括 墓じまいセット)

でいまり

費用一式¥2.319.400~

和み

費用一式¥2,110,400~

くまん **久遠のつむ**ぎ B タイプ

費用─式¥2,099,400~

費用一式¥2,374,400~

費用一式¥2,374,400~

花木園墓地 八瀬霊苑の春







お墓の維持管理を引き継がれる方がおられない。ご自分が健在のうちにお墓の移転先を 決めておきたい。お墓のあり方を変えたい。そのような不安を解消してご家族の皆様が 将来にわたって安心できる「家族の居場所」が小さな家族墓です。



使用期間 30 年間限定墓地

お申込み受付中

小さな家族墓

開苑50年の謝恩

30年間使用期間限定の墓じまいセットです

■30年間使用期間限定墓(墓じまいセット) は一括納入で子供さんらに負担をかけません

御本尊-阿弥陀如来立像一合同法要~イメージ



党法山妙伝寺 左京区八瀬

樹木葬 鎮魂の聖地

30年間使用期間限定の小さな家族墓には

☆期限延長制度と ☆ご生前の使用期間延長猶予 特例等があります。将来事情が代わっても安心です

花木園墓地~イメージ



◇随時、ご説明・ご案内させていただきます (※お電話によるお申し込みは出来ません)

お問い合わせお申し込みは

宗教法人覚法山妙伝寺 八瀬霊苑事務局

管理事務所 〒601-1254 京都市左京区八瀬野瀬町 40 番地

TEL 075-721-2034 (火曜日·水曜日-定休日)